

令和3年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

補助対象設備 製品型番登録要領

2022年2月

一般社団法人
SII 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

〔 本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが
代表幹事として大日本印刷株式会社との共同事業
体で執行する事業です。 〕

目次

1. 全体概要	
1-1 はじめに	2
2. 製品型番登録の概要	
2-1 製品型番登録対象となる設備区分	3
2-2 製品型番登録を行う者の条件	3
2-3 製品型番登録スケジュール	4
2-4 製品型番登録の流れ	5
3. 申請書類一覧及び申請書類の提出	
3-1 申請に必要な書類	6
3-2 申請書類の提出	7
3-3 お問い合わせ先	7
4. 製品型番登録に関する注意事項	8
5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表	9
6. 申請書類	
6-1 「No. 1 補助対象設備登録申請書」	21
6-2 「No. 2 製品型番リスト」	22

1. 全体概要

1-1. はじめに

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、2030年のエネルギー・ミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、更なる省エネ設備投資を推進していくことが求められます。

また、足元では世界的に石油、LNG、石炭等のエネルギー価格が高騰しており、エネルギー消費機器の効率化による燃料・電力の消費抑制を図る必要があります。

令和3年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」では、これらの実現に向け、業種横断的に導入される「ユーティリティ設備」、及び「生産設備」について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。

なお、設備区分によって執行団体が異なります。

設備区分	執行団体
産業ヒートポンプ	一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
高効率コーチェネレーション	一般社団法人都市ガス振興センター
高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、調光制御設備、工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン	一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)及び大日本印刷株式会社(以下、「DNP」という。)の2者による共同事業体

本登録要領では、令和3年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のうち、SII及びDNPの共同事業体が執行する事業(以下、「本事業」という。)の補助対象設備の型番登録についてご説明します。

型番登録は、本事業で補助対象とする省エネルギー性能の高い特定のユーティリティ設備、及び生産設備(以下、「補助対象設備」という。)について、メーカー等の事業者(以下、「製造事業者」という。)から予め登録申請を受け付けるものです。補助対象設備の登録申請の受付・審査はSIIが行います。

本事業の補助対象設備の基準等は、現在SIIが執行している「令和3年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下、「令和3年度事業」という。)に準じます。そのため、令和3年度事業で既に登録されている型番については、各製造事業者に通知の上で本事業の対象設備としても登録いたしますので、改めて登録申請する必要はありません。

本事業の基準を満たす製品のうち、令和3年度事業で登録されていない製品の型番について、型番登録を行ってください。

なお、公表する型番情報は補助金の申請者が交付申請時に導入設備を予め選定するために重要な情報であるとともに、事業者に対しても指定設備を広く周知する情報となりますので、趣旨をよくご理解いただき申請してください。

【補足情報】 ***補助金の申請者が交付申請を行う際の事業要件の概要です。詳細は決定次第ホームページでお知らせします。**

本事業は、補助対象設備として登録された設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費として定額を補助します。定額補助の詳細、及び他の要件等については、本事業の公募を開始する際に各執行団体が公表する公募要領等をご確認ください。

2. 製品型番登録の概要

2-1. 製品型番登録対象となる設備区分

製品型番登録の対象となる設備は、SIIが定める基準を満たす以下の設備区分の製品に限ります。SIIの定める基準値は、9ページ以降の「5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表」を参照してください。

<ユーティリティ設備>

- ・高効率空調
- ・業務用給湯器
- ・高性能ボイラ
- ・変圧器
- ・冷凍冷蔵設備
- ・産業用モータ
- ・調光制御設備

<生産設備>

- ・工作機械
- ・プラスチック加工機械
- ・プレス機械
- ・印刷機械
- ・ダイカストマシン

※低炭素工業炉はユーティリティ設備に含まれる補助対象設備ですが、製品型番登録の対象外です。

なお、本型番登録に際しては以下の点にご留意ください。

※原則、機械設計を伴わない設備を登録すること。

※間接補助事業の交付決定後(2022年5月下旬予定)に発注を行い、事業完了日(2023年1月末)までに納入、検収が完了できる設備を登録すること。

2-2. 製品型番登録を行う者の条件

製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。
- ② 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること(製造物責任法(PL法)に規定する製造業者等)。
- ③ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

2. 製品型番登録の概要

2-3. 製品型番登録スケジュール

- 製品型番登録のスケジュールは以下の通りです。

製品型番登録は登録申請の受付を開始した後、随時受け付け、SIIにて登録審査を終えた製品から順次、本事業の補助事業ポータルに登録し、ホームページで公表します。

※産業ヒートポンプ、高効率コーチェネレーションを除く。

【登録開始日】 2022年2月28日(月)

登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。

【注意事項】

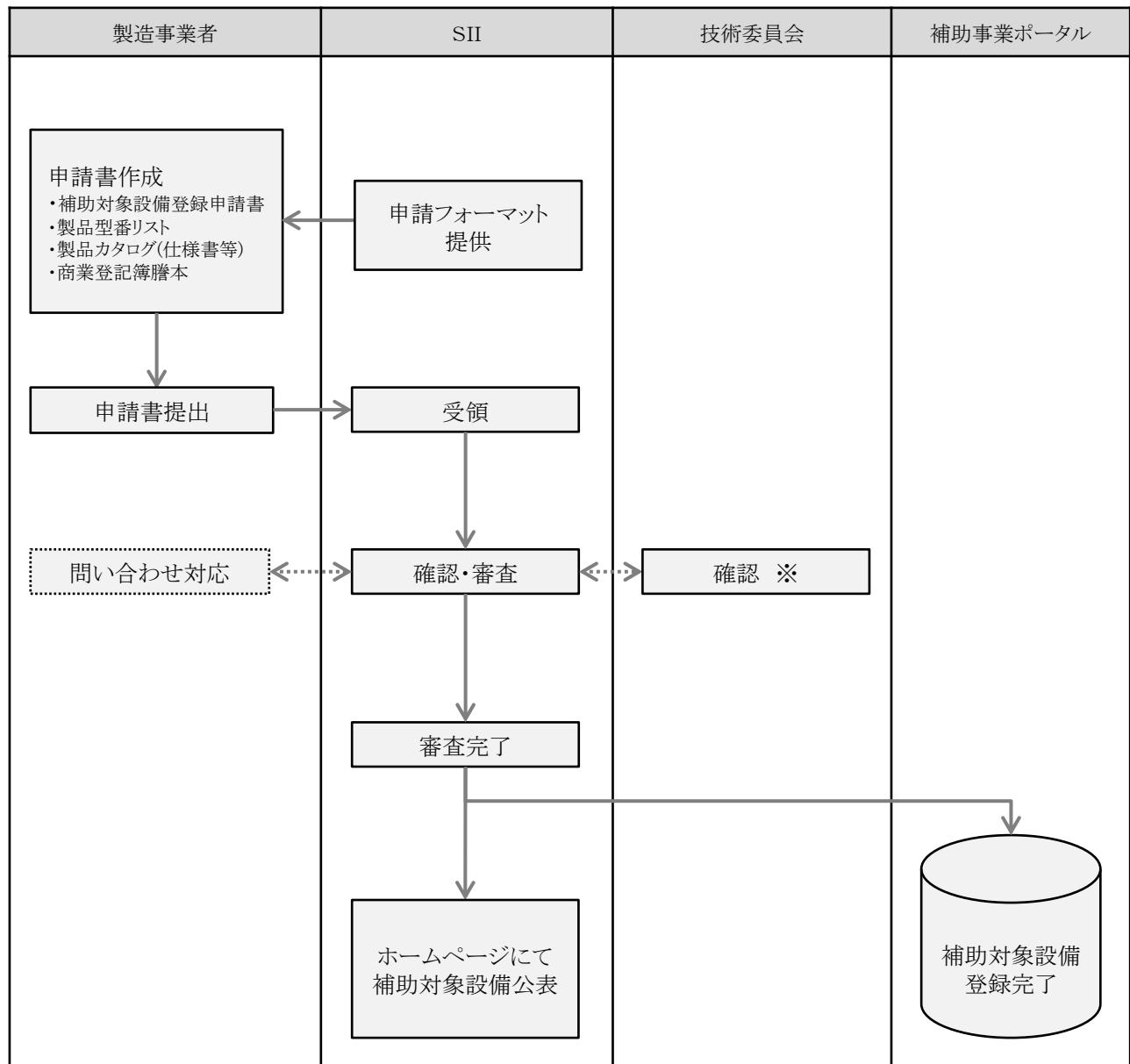
- 申請内容に不備がある場合、不備が解消されるまで型番情報の公表はできません。その場合、予定されている時期より登録・公表が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本事業において登録された製品型番については、同一の設備を補助対象とする他の事業でも活用する場合がありますので、予めご了承ください。

2. 製品型番登録の概要

2-4. 製品型番登録の流れ

- 製品型番登録申請を行う製造事業者は、SIIのホームページにて登録手続きに必要な申請フォーマットを取得し、必要事項を入力してください。
- その他の必要書類と合わせて、SIIへ提出してください。
- 必要書類の詳細は、次ページ「3-1. 申請に必要な書類」を参照してください。
- SIIは、審査の結果、基準を満たしていることが確認できた製品型番を、本事業の補助事業ポータルに登録すると同時に、ホームページで公表します。

(参考) 製品型番登録申請から登録完了までの流れ(イメージ)



※ 申請された製品型番が基準を満たしているか、SIIが外部の技術委員へ確認を行う場合があります。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-1. 申請に必要な書類

自社が取り扱う製品の型番登録申請を行う際は、以下の申請書類の提出が必要です。提出書類に関する内容確認、あるいは登録審査のために追加で確認すべき事項が生じた場合、確認のためにSIIから問い合わせや、追加書類の提出を求める場合があります。

また、申請された製品型番によっては、製品の性能情報を記載した証憑書類の発行を依頼する場合があります。予めご了承ください。

■ 提出する申請書類(※1)

No.	書類名	書式		公開時の ファイル 型式	提出時の ファイル 形式	備考
1	補助対象設備登録申請書	SII 指定書式	ホームページ より ダウンロード	Excel	PDF	設備区分ごとに初回登録時のみ提出。
2	製品型番リスト	SII 指定書式	ホームページ より ダウンロード	Excel	Excel	新製品等の追加登録の際は、新しい登録フォーマットに必要事項を入力し提出。
3	製品カタログ (仕様書等)	-	-	-	PDF	登録申請する製品の製品名、製品型番、能力値等が確認できる製品カタログ(仕様書等)を提出。(※2 ※3)
4	商業登記簿謄本	-	-	-	PDF	初回登録時のみ提出。 発行から6か月以内の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書)を取得し、PDFデータ化して提出。

※1 SIIが受理した申請書類は5年間保管し、返却は行いませんので、予めご了承ください。

※2 製品カタログ(仕様書等)は、以下項目の該当箇所にマーカーなどで印を付けて提出してください。

- ・製品型番
- ・能力値

※3 生産設備に関しては、税制(注)で生産性向上要件証明書が発行されていない製品型番の登録申請があつた場合、製品型番リストに記載されている内容を確認できる証憑書類の提出をSIIより求める場合があります。

注) 税制は、「中小企業経営強化税制」「生産性向上特別措置法に基づく税制措置」を指します。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-2. 申請書類の提出

申請書類は、以下内容でメールにてSIIへ提出してください。なお、原本の郵送は不要です。

メール宛先	ss-kataban@sii.or.jp
メール件名	【製品型番登録】申請書類の提出（製造事業者名）
添付ファイル	<ol style="list-style-type: none">1. 補助対象設備登録申請書(PDFファイル)2. 製品型番リスト(Excelファイル)3. 製品カタログ(仕様書等)(PDFファイル)4. 商業登記簿謄本(PDFファイル)

※メール件名が上記と異なる場合、正しく受け付けされない可能性がありますので、ご注意ください。

※本事業において、令和3年度事業で登録していない製品型番を登録申請する場合は、「1. 補助対象設備登録申請書」「4. 商業登記簿謄本」を含め、すべての書類を提出していただく必要があります。

なお、令和3年度事業で登録した製品型番については、SIIで本事業の対象設備として登録しますので、あらためて上記1.～4. の書類をご提出いただく必要はありません。

※「2. 製品型番リスト」の内容に確認事項等が発生した場合、製品型番の登録が遅れることや、場合によっては、製品型番の登録ができないことがありますので、ご注意ください。

※提出データの容量が大きい場合(10MB以上)は、ファイル転送サービス等を利用し、提出してください。

※2回目以降の追加登録については、メール件名を「【製品型番登録】追加登録(製造事業者名)」とし、「2. 製品型番リスト」と「3. 製品カタログ(仕様書等)」を添付の上、申請してください。

3-3. お問い合わせ先

問い合わせ先	一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部 製品型番登録担当 TEL : 03-5565-3840 (平日 10:00～12:00、13:00～17:00) MAIL : ss-kataban@sii.or.jp
--------	--

※お問い合わせ時には、「令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 補助対象設備の製品型番登録について」と電話対応者にお伝えください。

※通話料が発生しますので、ご注意ください。

※本事業の製品型番登録について、上記以外の電話番号にお問い合わせいただいても、一切お答えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

4. 製品型番登録に関する注意事項

製品型番登録を行う製造事業者は、以下の点にご注意ください。補助対象設備登録申請書の提出をもって、以下全ての事項について同意したものとみなします。

1. 申請書類に間違いが無いよう十分注意すること。万一、SIIが間違いを見つけた場合、速やかにSIIの指示に従うこと。
2. 登録申請する製品は、原則、申請時点での出荷・販売されていること。
3. 申請した内容に廃番又は変更(製品に係る性能、仕様、担当者情報等)があった場合、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合、SIIの指示に従うこと。
4. 本事業で定める要件は、本事業における対象製品を選定するための要件であり、対象とする製品の安全性、及び性能についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売した製造事業者が責任を負うこと。
5. SIIは、必要に応じて製造事業者への立入検査ができる。製造事業者は、SIIからの検査の求めに応じなければならない。検査の結果、問題や課題が発見された場合、SIIはその製造事業者の製品を対象外とする場合がある。
6. 製品型番登録を行う製造事業者は、全ての申請書類を本事業の終了後から5年間保管し、事業終了後においても、SIIからの閲覧や提出の求めに協力できること。
7. 製品型番登録を行う製造事業者において、いかなる理由があつてもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該製造事業者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
8. 前項の報告を受けたとき、SIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査に必要があると認めるときは、当該製品に関する資料の提出を命じ、製造事業者の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
9. 前項により製造事業者に不正行為があつたと認められたときは、製品型番の登録を取消すとともに、製造事業者の名称及びその内容を公表する場合がある。
10. 登録された情報に虚偽・不正が認められた場合、その事業者の製品型番を全て登録対象外とする場合がある。
11. 前項の規定により対象外として取消す場合、経済産業省 資源エネルギー庁及びSIIの指示に従い適切に処置すること。
12. 製造事業者と補助事業者との間で生じる問題や、製造事業者と製造元、輸入元等との間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
13. 経済産業省 資源エネルギー庁が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
14. 製造事業者からSIIが受領した製品に係る情報について、当事業を共同で実施する他の企業及び団体に提供することがある。
15. 製品情報について、予め製造事業者に通知した上でSIIが他の補助事業に活用する場合がある。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

① 高効率空調

➤ 対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分	定格冷房能力 (kW)	基準値	
			<参考> 能力クラス	APF 2006
店舗用 (複数組み合わせ形のもの及び下記以外のもの)	4方向カセット形	3.6	40形	6.3以上
		4.0	45形	6.2以上
		4.5	50形	6.2以上
		5.0	56形	6.1以上
		5.6	63形	6.1以上
		7.1	80形	6.0以上
		10.0	112形	6.3以上
		12.5	140形	6.0以上
		14.0	160形	5.8以上
		20.0	224形	5.4以上
1-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	4方向カセット形 以外	25.0	280形	5.0以上
		3.6	40形	5.4以上
		4.0	45形	5.2以上
		4.5	50形	5.2以上
		5.0	56形	5.1以上
		5.6	63形	5.1以上
		7.1	80形	5.0以上
		10.0	112形	5.4以上
		12.5	140形	5.0以上
		14.0	160形	4.9以上
ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの)	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの)	20.0	224形	4.5以上
		25.0	280形	4.2以上
		8.0	80形	6.0以上
		10.0	100形	6.0以上
		11.2	112形	5.8以上
		14.0	140形	5.5以上
		16.0	160形	5.2以上
		20.0	200形	6.0以上
		22.4	224形	5.8以上
		25.0	250形	5.6以上
設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの)	直吹き形	28.0	280形	5.4以上
		30.0	300形	5.2以上
		33.5	335形	5.0以上
		40.0	400形	5.0以上
		45.0	450形	4.8以上
		50.0	500形	4.6以上
		50.4	504形	4.5以上
		20.0	224形	5.0以上
		25.0	280形	5.0以上
		20.0	224形	4.8以上
※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出しがダクトを接続するものをいう。	ダクト形	25.0	280形	4.8以上

<備考>

- 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用・ビル用・設備用:0.9)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
- ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
- ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
- 各性能区分の定格冷房能力において、最小の能力未満の設備については、最小の能力における基準値を満たすこと。最大の能力を超える設備については対象外とする。なお、室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- 区分間の定格冷房能力を有する設備については、その下の能力における基準値を満たすこと。

例)ビル用 定格冷房能力18.0kWの設備→16.0kWの基準値(5.2)を満たすこと

その他、詳細はトップランナーライド「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■ その他の注意事項

- 水冷式は、トップランナーライド基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(2/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
		APFp
1-2.ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.19 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.32 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.46 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.70 以上
	冷房能力が56kW以上 71kW未満	1.80 以上
	冷房能力が71kW以上 85kW未満	1.70 以上
	冷房能力が85kW以上	1.75 以上

<備考>

- 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
- ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式バッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
- ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
- GHPチラーとして導入する場合は、定格冷房能力を定格ガス消費量(高位発熱量基準)で除して得た数値が1.0以上のものに限る。

■他の注意事項

- APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと(GHPチラーを除く)。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	性能区分	基準値
1-3.チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.8 以上 ※2

<備考>

※1 冷水または冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。

※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。

■他の注意事項

- 空調以外の目的(産業プロセスにおける冷却用途)で使用する場合も、空調の温度条件(JISB 8613:2019)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

➤ 対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
1-4. 吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.38以上 ※1
	吸収冷温水機	1.21以上 ※2
	廃熱投入型吸収冷凍機(ジェネリンク)	1.38以上 ※3
	廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)	1.21以上 ※4

<備考>

※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率(JIS B 8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.38以上のものに限る。

※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、冷房時の定格消費電熱効率が1.21以上のものに限る。

※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.38以上のものに限る。

※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、冷房時の定格消費電熱効率が1.21以上のものに限る。

(定格消費熱電効率 : JIS B 8622 で成績係数(COP)として記載されているもののことである)

■ その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	基準値
1-5. ターボ冷凍機	IPLV 7.0以上 ※

<備考>

※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、期間成績係数(JIS B 8621に基づいて算出された数値をいう。)が7.0以上のものに限る。

■ その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

② 業務用給湯器

➤ 対象設備の基準値

種別	熱源	方式	加熱能力※2	基準値
				年間加熱効率 ※3
2-1.業務用ヒートポンプ 給湯器※1	空気熱源	一過式	20kW以下	4.0
			20kW超	3.5

<備考>

※1 溫水最高出口温度が65°C以上の製品で、表に示す測定条件において年間加熱効率※が基準値を満たすこと。

※2 (中間期:乾球温度:16°CDB 湿球温度:12°CWB)

※3 年間加熱効率:JRA4060にて規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率

※ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの)については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

種別	基準値
2-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油) ※1	94%以上 ※1

<備考>

※1 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高位発熱量基準)であること。

※ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの)については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

③ 高性能ボイラ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		ボイラ効率
3-1.蒸気ボイラ ※1	-	95%以上 ※1
3-2.温水ボイラ ※2	-	95%以上 ※2

<備考>

※1 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

※2 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出された熱効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

④ 変圧器

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分			基準(エネルギー消費効率) 達成率
4-1.油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	125%以上
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
		60Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
4-2.モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
		60Hz	500kVA以下	
			500kVA超	

<備考>

- 定格一次電圧が600Vを超える、7,000V以下のものであって、かつ、交流の電路を使用する変圧器。但し、以下のものを除く。
 ①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
- エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる全損失(W)とする。
- JIS C 4304 及びJIS C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分毎に油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。

その他、詳細はトップランナーリスト「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のもの」に準ずる。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑤ 冷凍冷蔵設備

➤ 対象設備の基準値(1/2)

種別	性能区分		基準値 2016年省エネ基準達成率
	冷蔵庫	冷凍冷蔵庫	
5-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型※1	100%以上
		横型※2	
	冷凍冷蔵庫	縦型※1	
		横型※2	
5-2.電気冷凍庫	冷凍庫	縦型※1	
		横型※2	

<備考>

※ インバータを搭載しているものを対象とする。

※1「縦型」とはJIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位ミリメートル)が1000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。

※2「横型」とは、外形高さ寸法が、1000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。

■ その他の注意事項

- 詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷蔵庫】」、「電気冷凍庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(2/2)

(つづき)

種別	性能区分					基準値 2020年省エネ基準達成率		
	外気の遮断	形状	温度帯	冷却方式	扉の形態			
5-3.冷凍機内蔵形ショーケース	クローズドタイプ	箱形	冷蔵	冷気強制循環形	スイング※3 スライド※4	100%以上		
		四面・五面ガラス式			スイング※3			
		リーチイン (冷凍機が下置きのもの)			スライド※4			
		ガラストップ式	冷凍	冷気自然対流形 冷気強制循環形	スイング※3			
	オープンタイプ	多段形 (天井吹出形) (薄形)※1	冷蔵		スライド※4			
		平形 (片面)※2	中温					
			高温					
			低温					
			冷凍	中温				
				低温				
				中温				

<備考>

- ※1「薄形」とは、JIS B8631-1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。
- ※2「片面」とは、JIS B8631-1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。
- ※3「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回動させて開閉する扉の形態をいう。
- ※4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

■他の注意事項

- ・ 詳細はトップランナー制度「ショーケース(目標年度が2020年度以降の各年度のもの)」に準ずる。
- ・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	性能区分		基準値
	蒸発温度/庫内温度 ※2		
5-4.コンデンシングユニット ※1	蒸発温度 -10°C		1.33以上
	蒸発温度 -40°C		0.57以上
5-5.冷凍冷蔵ユニット ※1	庫内温度 10°C以上		1.30以上
	庫内温度 5°C		1.23以上
	庫内温度 0°C		1.17以上
	庫内温度 -20°C		0.62以上
	庫内温度 -25°C		0.60以上

<備考>

- ※1 JIS B 8623:2002における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式(リモート式を含む)凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバータ方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。

※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。

※3 各蒸発温度(吸い込み圧力に対する飽和温度)又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

■他の注意事項

- ・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑥ 産業用モータ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値※1		
		2極	4極	6極
6-1. 産業用モータ※2 ※3 ※4 (産業用モータ単体・ ポンプ・圧縮機・送風機)	60Hz	0.75kW	77.0%	85.5%
		1.1kW	84.0%	86.5%
		1.5kW	85.5%	86.5%
		2.2kW	86.5%	89.5%
		3.7kW	88.5%	89.5%
		5.5kW	89.5%	91.0%
		7.5kW	90.2%	91.7%
		11kW	91.0%	92.4%
		15kW	91.0%	93.0%
		18.5kW	91.7%	93.6%
		22kW	91.7%	93.6%
		30kW	92.4%	94.1%
		37kW	93.0%	94.5%
		45kW	93.6%	95.0%
		55kW	93.6%	95.4%
		75kW	94.1%	95.4%
		90kW	95.0%	95.4%
		110kW	95.0%	95.8%
		150kW	95.4%	96.2%
		185～375kW	95.8%	96.2%
	50Hz	0.75kW	80.7%	82.5%
		1.1kW	82.7%	84.1%
		1.5kW	84.2%	85.3%
		2.2kW	85.9%	86.7%
		3kW	87.1%	87.7%
		3.7kW	87.8%	88.4%
		4kW	88.1%	88.6%
		5.5kW	89.2%	89.6%
		7.5kW	90.1%	90.4%
		11kW	91.2%	91.4%
		15kW	91.9%	92.1%
		18.5kW	92.4%	92.6%
		22kW	92.7%	93.0%
		30kW	93.3%	93.6%
		37kW	93.7%	93.9%
		45kW	94.0%	94.2%
		55kW	94.3%	94.6%
		75kW	94.7%	95.0%
		90kW	95.0%	95.2%
		110kW	95.2%	95.4%
		132kW	95.4%	95.6%
		160kW	95.6%	95.8%
		200～375kW	95.8%	96.0%

<備考>

※1 JIS C 4034-2-1に規定する方法により測定した数値を用い、出力(入力－全損失)を入力(W)で除した数値(%)とする。

※2 インバータ制御により、省エネ化を図るものを対象とする。

(インバータ制御が一体となる設備であること、又はインバータ制御盤を設置すること。)

※3 IECが定めたIE3以上のモータは、基準を満たしているとみなし補助対象とする。

※4 3定格(6定格)を含む場合の200V/60Hz(400V/60Hz)については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

■ その他の注意事項

- 詳細はトップランナー制度「産業用モータ 目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑦ 調光制御設備

▶ 対象設備の基準値

調光制御機能等※を有する照明器具

種別	基準値(照明器具について)	
	光源色	固有エネルギー消費効率
7-1. 無線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
7-2. 有線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
7-3. 人感・明るさセンサ付 調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上

<備考>

※本事業における調光制御設備(無線式、有線式、人感・明るさセンサ付)の定義は以下の通りとする。

1. 照明器具

照明器具は次による。

- (1) 電気用品安全法等の国内法規に準じたもの。
- (2) 商用電源により点灯するものに限る。但しコンセントより給電する照明器具は対象外とする。
- (3) 既設照明器具の改造を伴う場合は対象外とする。
- (4) 蛍光ランプ、白熱電球、放電ランプ、電球形LEDランプと互換性を有する口金をもつものは対象外とする。

2. 調光制御設備

原則、同一メーカーの連続調光照明器具と照明制御器の組合せとするほか、次による。

2-1. 連続調光器具

調光制御システムと組み合わせる器具は、調光信号により出力を連続的に制御し、調光下限値を35%以下としたものとする。

2-2. 照明制御器

- (1) 照明制御器は、センサ、照明制御部等で構成し、センサからの情報及びあらかじめ設定された条件から照明器具の光出力又は点滅を制御できるものとする。
- (2) 調光信号を送出し、25台以上の照明器具を制御できるものとする。

2-3. 無線式

無線通信機器付照明器具と無線通信機能付照明制御機器の組合せにより制御するシステムとする。

2-4. 有線式

専用の調光信号線により、連続調光器具と照明制御器を接続し制御するシステムとする。

3. センサ

照明制御器のセンサおよびセンサ付き器具のセンサは、次による。

3-1. 明るさセンサ

明るさセンサが感知した光量に応じて調光できるものとする。

3-2. 人感センサ

- (1) 人感センサは、センサから直線距離2.5m以上検知できるものとする。
- (2) 消灯と減光は切り換えられるものとし、減光時の光束は感知時の全光束に対しての比率で30%以下で設定されているものとする。

4. 制御

調光制御設備の導入に当たり、以下の制御の内、一つ以上の制御を採用すること。

(1) スケジュール制御

あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。

(2) 明るさセンサによる一定照度制御

明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する。

(3) 在／不在調光制御

人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する。なお、調光制御にあたっては、緩やかに調光できるものとする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

生産設備

▶ 対象設備の基準値

生産設備における補助対象設備の基準は、下表の通りとする。

項目	内容
1	2011年以降に販売が開始されたモデルであること。 (最新モデルである必要はないが、中古品は対象外である。)
2	生産性の向上に資するものの指標(エネルギー効率、生産効率※)が同一の製造事業者における一代前モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること。

<年平均1%以上について>

(例) 登録製品型番販売開始年:2018年、同一製造事業者内的一代前モデル販売開始年:2015年生産性の向上に資するものの指標は3(2018-2015)%以上(年平均1%以上のため)向上している必要がある。

※指標として「生産効率」を選択する場合は、同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されていること。

▶ 補助対象となる種別

上記基準を満たした以下設備のうち、次ページ以降に記載のある種別が対象となります。

- ⑧ 工作機械
- ⑨ プラスチック加工機械
- ⑩ プレス機械
- ⑪ 印刷機械
- ⑫ ダイカストマシン

上記設備ごとの対象となる設備および要件については、次ページ以降参照。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑧ 工作機械

➤ 対象種別

種別	設備要件
8-1.旋盤(ターニングセンタ含む)	JIS B 0105:2012に基づき旋盤またはターニングセンタに分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
8-2.マシニングセンタ	JIS B 0105:2012に基づきマシニングセンタに分類されるもの
8-3.レーザ加工機	主にJIS B 0105:2012に規定するNo.13500～13503に該当するもの
8-4.フライス盤	JIS B 0105:2012に基づきフライス盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
8-5.研削盤	JIS B 0105:2012に基づき研削盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの

<備考>

※ 制御装置等の単独導入は対象外。

⑨ プラスチック加工機械

➤ 対象種別

種別	設備要件
9-1.射出成形機	JIS B 8650:2006に基づき射出成形機に分類されるもの

⑩ プレス機械

➤ 対象種別

種別	設備要件
10-1.サーボプレス	主にJIS B 0111:2017に規定する1059 機械サーボプレス、2037 液圧プレスに該当するもの
10-2.プレスブレーキ	主にJIS B 0111:2017に規定する1048 機械式プレスブレーキ、2024 液圧プレスブレーキ、2025 油圧プレスブレーキ、2026 C型、油圧プレスブレーキ、2027 ストレートサイド形油圧プレスブレーキに該当するもの
10-3.パンチングプレス(レーザ複合機含む)	主にJIS B 0111:2017に規定する3004 タレットパンチプレス、3005 シングルパンチプレスに該当するもの(レーザ複合機を含むものも対象)

5.補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑪ 印刷機械

➤ 対象種別

種別	設備要件
11-1.印刷機(有版)	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、版を有するもの(産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当しないもの)
11-2.デジタル枚葉印刷機	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する枚葉印刷機で、B2サイズ以上のもの
11-3.連帳デジタル印刷機	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する連帳印刷機

<備考>

※新聞輪転印刷機は対象外。

※大判プリンターは連長(ロール式)及び枚葉(フラットベッド)方式ともに対象外。

⑫ ダイカストマシン

➤ 対象種別

種別	性能区分	設備要件
12-1.コールドチャンバー※1	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの
12-2.ホットチャンバー※2	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの

<備考>

※ ダイカストマシンとは、一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T<用語編>に規定されるダイカストマシン(金型を締付け、また、開くための型締部、溶湯を金型内に圧入するための射出部、製品を金型から押出すための装置を備え、さらにこれらを作動、もしくは制御するための油圧装置、電気装置などを持つ鋳造機械)をいう。

※1 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T<用語編>に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にはないもの。

※2 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T<用語編>に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にあるもの。

6. 申請書類

6-1. 「No. 1 補助対象設備登録申請書」

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上、出力のこと。

西暦 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 村上 孝 殿

住所

会社名

代表者名

令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 補助対象設備登録申請書

令和3年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金における補助対象設備登録の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブに提出するに当たって、『令和3年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金 補助対象設備 製品型番登録要領』の定めるところに従うことを承知のうえ、申請します。なお、本申請に当たっては、当社内で必要な承認または確認手続きを行っております。

* : 入力必須項目

製造事業者情報	会社情報					
	会社名カナ(*)					
	会社名(*)					
	会社法人等番号(*)				代表電話番号(*)	
	連絡先（管理担当）					
	郵便番号(*)					
	住所(*)					
	部署名(*)					
	役職					
氏名カナ(*)	セイ			メイ		
氏名(*)	姓			名		
電話番号(*)				電話番号（内線）		
携帯電話番号				メールアドレス(*)		

登録希望設備／種別(*)					
登録設備種別	ユーティリティ設備	Check	ユーティリティ設備	Check	生産設備
	高効率空調(電気式パッケージエアコン)		冷凍冷蔵設備(冷凍冷蔵庫)		工作機械(旋盤(ターニングセンタ含む))
	高効率空調(ガスヒートポンプエアコン)		冷凍冷蔵設備(冷凍機内蔵形ショーケース)		工作機械(マシニングセンタ)
	高効率空調(チーリングユニット)		冷凍冷蔵設備(コンデンシングユニット)		工作機械(レーザ加工機)
	高効率空調(吸収式冷凍機)		冷凍冷蔵設備(冷凍冷蔵ユニット)		工作機械(フライス盤)
	高効率空調(ターボ冷凍機)		産業用モータ		工作機械(研削盤)
	業務用給湯器(業務用ヒートポンプ給湯器)		調光制御設備		プラスチック加工機械
	業務用給湯器(潜熱回収型給湯器)				プレス機械
	高性能ボイラ				印刷機械
	変圧器				ダイカストマシン

6. 申請書類

6-2. 「No. 2 製品型番リスト」

製品型番リストのイメージは以下の通りです。製品型番リスト内の入力例を参照の上、必要な情報を入力してください。

例) 電気式パッケージエアコンの場合

【製品型番リストのイメージ】

高効率空調(電気式パッケージエアコン)																			
製造事業者名			製造事業者名(プリント) ※法人登記簿にて記載																
1.製造事業者登録についての確認						申請年月日													
製造事業者登録とよくご相談いたいときなど、製造事業者登録申請を行ってください。 □同一の製造事業者の項目に□表示がないことをご確認のうえ、お入りをお控げください。 □同一の製造事業者の項目に□表示があることをご確認のうえ、お入りをお控げください。 □製造事業者登録料金(登録料)を支払った後、該当登録を行ったことをご確認のうえ、 □監査登録をしていない場合は行なってください。						申請年月日													
・監査リストに入込んだ会社の事項が確認できるタブ(「仕様高導」)を必ず選択してください。 また、製造元、販売元、カタログ(台帳等)の登録と一緒にしてご登録ください。						申請製品数	0												
項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
登録年月日	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表	公表
登録年月日	自動表示	必須	自動表示	自動表示	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須
No.	設備区分	種別	動作	動作手順番	製造事業者名(プリント)	製品名	性能区分1	性能区分2	タイプ	監査	電源消費 △(単位:W)を入力	過熱型フリードライヒルト	室外機型冷暖房 △(単位:W)を入力	室外機型冷暖房 △(単位:W)を入力	室内機型冷暖房 △(単位:W)を入力	室内機型冷暖房 △(単位:W)を入力	監査登録料 登録料金(登録料)	監査登録料 登録料金(登録料)	監査登録料 登録料金(登録料)
(例)	高効率空調	電気式パッケージエアコン	□○△ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	□△○ 備考記入	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			

エラー表示欄	
未入力:	
監査:	
警告:	
凡傳:	未入力箇所 監査用 警告用 凡傳用

◆ワイルドカード使用時の注意事項

性能値と能力値が同一であり型番の枝番のみ異なる設備を登録する場合、ワイルドカード「■」を用いて同一型番として登録することができます。ワイルドカードは性能値、及び能力値が異ならない最小単位で入力してください。

例)

ABCD123EFG	性能値、能力値が同一
ABCD123EFH	
ABCD123EIJ	性能値、能力値が異なる

→ABCD123EFGとABCD123EFHを
ABCD123EF■として登録可能

※性能値や能力値が異なる型番が存在する場合は、同一型番として登録することはできません。ワイルドカードを用いず別の型番として登録してください。

ワイルドカードを用いる場合、型番に「■」を入力し、ワイルドカードの内訳一覧に該当するすべての「枝番、枝番が意味する仕様・内容等」を入力してください。詳細は、各製品型番リストの入力例を参照してください。

入力イメージ

型番	ワイルドカードの内訳一覧
ABCD123EF ■	-G(●●対応型), -H(○○タイプ)

◆記入の際の注意事項

- 数字と英字は半角で記入してください。
- 書式の変更(列の削除や追加)は行わないでください。
- 環境依存文字(②, II、㈱、㈲、等)を使用しないでください。
- 以下のような間違えやすいケースに注意し、正確に入力してください。

<間違えやすい文字や数字の例>

- 「1」(数字のイチ) と 「1」(英語小文字のエル) と 「I」(英語大文字のアイ)
「0」(数字のゼロ) と 「O」(英語大文字のオー) と 「o」(英語小文字のオー)

製品型番登録に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和3年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

製品型番登録に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3840

<受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

MAIL: ss-kataban@sii.or.jp

ホームページ: <https://sii.or.jp/>